

浄化槽清掃は、 毎年1回行いましょう。



全ばっ気方式にあっては概ね6ヶ月に1回以上

- 浄化槽に入ってくるトイレや台所の汚水をきれいに浄化するためには浄化槽の維持管理が大切です。
- 使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因となります。

平成25年度から清掃についての法定検査の判定が変わります。

- ★環境を保全するため、法律を厳格に運用することとしました。
- ★法定検査の判定は、検査日から起算して過去1年以内(全ばっ気方式は概ね6ヶ月)に清掃が実施されているかどうかにより判断します。
- ★平成24年度から確実な清掃をお願いします。

清掃とは

- 浄化槽内にたまったスカムや汚泥を槽外へ引き抜きます。
- 浄化槽内部の付属装置や機械類の洗浄及び掃除等を行います。



回数は

- 毎年1回浄化槽の清掃をしなければなりません。(浄化槽法第10条第1項)
- 全ばっ気方式の浄化槽にあっては、概ね6ヶ月ごとに1回以上(浄化槽法施行規則第7条)

清掃作業は

- 地元の市町長から許可を受けた「浄化槽清掃業者」に委託してください。
- 清掃の記録は、浄化槽管理者が3年間保管する義務があります。
清掃の記録は、法定検査の際に必要です。大切に保管してください。

法定検査判定は

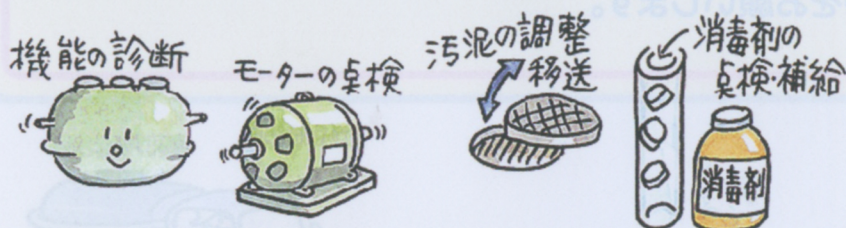
- 長崎県知事が指定した一般財団法人長崎県浄化槽協会が行っています。
- 法令で規定する回数の清掃を実施していない場合、検査結果が【不適正】と判定されます。

【不適正】の通知を受けたら

- 清掃業者や保守点検業者に相談して、適切な措置をしなければなりません。
- 保健所等から指導や助言があった場合は、その指導や助言に従って改善してください。

- ・清掃以外にしなければならない維持管理には、保守点検と法定検査があります。
- ・法定検査は、保守点検や清掃など日頃のメンテナンスが適正に行われているかどうかを確認するために指定検査機関が行うものであり、保守点検とは目的や検査内容が異なりますので、保守点検業者と契約していても法定検査を受ける必要があります。
- ・浄化槽の法定検査は、車にたとえると自動車検査(車検)のことであり、浄化槽を検査場まで持っていくことができないため、資格を持った指定検査機関の検査員がご自宅まで行って検査を行います。

●保守点検



●法定検査

浄化槽検査員

浄化槽の設置、保守点検、清掃が決められたとおりに行われているか検査します。



問い合わせ先

長崎県環境部水環境対策課	電話	095-895-2664
長崎県西彼保健所(長崎振興局保健部)	電話	095-856-0691
長崎県県央保健所(県央振興局保健部)	電話	0957-26-3304
長崎県県南保健所(島原振興局保健部)	電話	0957-62-3287
長崎県県北保健所(県北振興局保健部)	電話	0950-57-3933
長崎県五島保健所(五島振興局保健部)	電話	0959-72-3125
長崎県上五島保健所(五島振興局上五島支所保健部)	電話	0959-42-1121
長崎県杵岐保健所(杵岐振興局保健部)	電話	0920-47-0260
長崎県対馬保健所(対馬振興局保健部)	電話	0920-52-0166
長崎市環境保全課	電話	095-829-1156
佐世保市環境保全課	電話	0956-26-1787
一般財団法人長崎県浄化槽協会	電話	095-887-3160

※長崎市または佐世保市内に設置されている場合は、おのこの市に問い合わせください。

長崎県、長崎市、佐世保市、(一財)長崎県浄化槽協会